

議会基本条例検討のための特別委員会（第1回）要点録

- 1 日 時 平成22年11月29日（月）10:50～12:15
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、斎藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
山本俊明（議長）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

（委員長に角田訓也議員，副委員長に仁科文秀議員を選出）

委員長…全員協議会で諮ったとおり，本日，議会基本条例検討のための特別委員会が設置され，今後，この特別委員会において方向性を検討し，全員協議会へ報告したのち，名称を変更し次のステップへ進むということになっている。会議の進め方については，会議結果は各委員が会派に持ち帰り，検討するというので，会議の開催頻度は集中的にするほうがよいので，月に2回～4回ということになっているが，この点について何か意見は。

A委員…いつ頃までに条例制定するかという目標を定めるべき。

B委員…来年9月制定を目標にしては。

C委員…いつごろまでに何を決めるのかの目途を立てて進めるべき。

D委員…集中的に協議して，制定すべきか否かをまず決めて中身の議論へ入るべき。

E委員…D委員に同じ。

F委員…「条例を制定する」という全体合意を早く取り付けてから，進めるべき。

G委員…集中的に会議を開き，制定するか否かを早く決めるべき。

H委員…F委員，G委員に同じ。

I委員…個人的には条例制定すべきという考え。12月議会中に全体合議を得たい。

A委員…廣瀬先生の研修をどう受け止めたかについて全議員の意見を出す場がある。

F委員…議員の意思表示を例えばアンケートをとり，全議員の「制定すべきである」との方向を取り付けてから進めなくては，この委員会の議論がムダになりかねない。

B委員…特別委員会委員の考えをまず示し，それを全員協議会に諮らなければ，特別委員会に任された意味がなくなるのでは。

F委員…この特別委員会で，やるかやらないかを議論しても始まらない。「検討のため」というこの委員会の名称自体に問題がある。

D委員…制定に賛成の立場から，「方向性を検討し」というのは，制定するか否かの方向性を委員会で出したのち，全員協議会に諮って進めるとのことではないか。

B委員…議会基本条例調査研究班で「制定すべき」の答申はすでに出た。それを受けてこの特別委員会ができたのではないか。

F委員…調査研究班で制定の方向の答申が出たが，本委員会に「検討のための」とあることで目的が元に戻っている。このままでは前へ進むための協議できないと思

う。

C委員…条例制定する方向で、研修や資料により勉強の教材を与え、条項に何を盛り込むかを議論して会派へ持ち帰り検討しながら、全議員の合意形成を図る方法もある。

F委員…「制定する方向」というファジーなやり方ではいけない。

委員長…全員協議会で決まった名称は大事にすべき。この「議会基本条例検討のための特別委員会」の結果を全議員に示しながら、全員協議会で意見を聞き、次のステップへ進める状況になった時点で、名称を変え、条例の内容を協議すべき。

F委員…「この委員会で煮詰まった結果を全員協議会に」ということは、委員にそうでない人もいるという認識か。

委員長…会議の内容を全議員に知らせ、合意を得ながら進めたいという意味です。

G委員…研修だけでなく、基本条例に関する視察の資料も全議員へ提供されたい。

E委員…全員協議会に報告しながら、全員の合意を得るにはかなりの時間かかると思う。

C委員…3月までには合意をとり、次年度には実務に入るべき

A委員…先例が多くあるので、条例を文章化すること自体は簡単。なぜ条例で定めて議会改革を進めるかという点の合意が最重要。全員協議会でのその合意を得てから進めるべき。

H委員…委員長の言うとおおり、全員協議会で合意を得て進めていくべき。

G委員…前回の全員協議会での「制定に向け前向きに進めていく」という方向は確かか。

B委員…各委員の意見をこの場で聞いてみては。

F委員…具体的にどんな取り組みをするのかについて、全員の意見をいただきながら条例に盛り込むことが一番大切。

委員長…全議員の気持ちをまとめていく。総意が固まったら、全員協議会で確認し考えが一致してから、次のステップへ進めていくやり方で進めたい。12月でまとまらなければ1月にまた委員会を開き、また全員協議会で確認するようにしたいと考える。

D委員…議論が堂々めぐりのようだが、何ををもって「考えが一致」と見なすのか。

委員長…考えを出し合い、堂々巡りする中で方向性がまとまっていけばよいと思う。

F委員…1回、12月中に全員協議会を開かれない。アンケートと同じような意味で全員の意見を伺いたい。この前の研修や話し合いを踏まえての意見を聴きたい。

委員長…12月に特別委員会を2回開き、12月中に全員協議会を開くことを考えている。

B委員…2回の根拠は。何を協議するのか。

委員長…日程的な都合で2回とした。各委員の意見を出し合ってもらうための会議。

議長…今なお「検討のため」の解釈にずれがある。前回の全員協議会では、条例制定には誰も反対しなかった。しかし、「いつまでに制定するか」に温度差があるので、この委員会の名称に「検討のため」とした。あれから、各議員が研修を受

けたことなどで、全員協議会において「いつまでに制定するか」の合意ができれば、「検討のための」を外して、未だ議論されていない内容について協議してほしい。